

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第24号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年香川県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(免許の申請)</p> <p>第1条 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第4条第2項又は第3項の規定により二級建築士又は木造建築士（以下「二級建築士等」という。）の免許を受けようとする者は、<u>二級・木造建築士免許申請書（第1号様式）に、本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(登録事項の変更)</p> <p>第5条 二級建築士等は、前条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に、<u>本籍の記載のある住民票の写しを添えて、知事に届け出なければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(免許取消しの申請及び免許証等の返納)</p> <p>第7条 法第8条の2の規定による届出は、同条第1号に掲げる場合については二級・木造建築士死亡届（第5号様式）により、同条第2号に掲げる場合については<u>二級・木造建築士欠格事由該当届（第6号様式）</u>により、同条第3号に掲げる場合については<u>二級・木造建築士に係る精神機能の障害の届（第7号様式）</u>に免許証等を添えて、行わなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(規定の適用)</p> <p>第10条の14 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第1条第1項、第3条、第5条、<u>第5条の2</u>、第6条、第7条第4項及び第8</p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第1条 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第4条第2項又は第3項の規定により二級建築士又は木造建築士（以下「二級建築士等」という。）の免許を受けようとする者は、二級・木造建築士免許申請書（第1号様式）に、<u>戸籍抄本及び法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(登録事項の変更)</p> <p>第5条 二級建築士等は、前条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に、<u>戸籍抄本を添えて、知事に届け出なければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(免許取消しの申請及び免許証等の返納)</p> <p>第7条 法第8条の2の規定による届出は、同条第1号に掲げる場合については二級・木造建築士死亡届（第5号様式）により、同条第2号に掲げる場合については<u>二級・木造建築士に係る後見・保佐開始審判届（第6号様式）</u>により、同条第3号に掲げる場合については<u>二級・木造建築士欠格事由該当届（第7号様式）</u>に免許証等を添えて、行わなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(規定の適用)</p> <p>第10条の14 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第1条第1項、第3条、第5条、第6条、第7条第4項及び第8条の規定の適</p>

条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第1条第1項中「二級・木造建築士免許申請書（第1号様式）」とあるのは「二級・木造建築士免許申請書」と、第3条第1項中「二級建築士免許証（第2号様式）又は木造建築士免許証（第2号様式の2）」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、第5条の2の見出し及び同条第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第2項中「二級・木造建築士登録事項変更届・書換え交付申請書（第3号様式）」とあるのは「登録事項変更届・書換え交付申請書」と、同条第3項並びに第6条の見出し及び同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第1項中「二級・木造建築士免許証再交付申請書（第4号様式）」とあるのは「再交付申請書」と、同条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第8条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第3項の規定による届出があった場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第10条の11の規定により前条第3項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。

用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第1条第1項中「二級・木造建築士免許申請書（第1号様式）」とあるのは「二級・木造建築士免許申請書」と、第3条第1項中「二級建築士免許証（第2号様式）又は木造建築士免許証（第2号様式の2）」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、第5条第2項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第3項中「二級・木造建築士登録事項変更届・書換え交付申請書（第3号様式）」とあるのは「登録事項変更届・書換え交付申請書」と、同条第4項並びに第6条の見出し及び同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第1項中「二級・木造建築士免許証再交付申請書（第4号様式）」とあるのは「再交付申請書」と、同条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第8条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第3項の規定による届出があった場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第10条の11の規定により前条第3項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。

第1号様式 (第1条関係)

(日本産業規格A列4番)

二級 建築士 免許申請書 木造			
注意 1 数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けてください。 2 外国の建築士免許を受けた方は、試験の欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。			
私は、二級建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添えて、申請します。 私は、次の事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。 年 月 日			
香川県知事 殿		氏名 _____ ㊟	
ふりがな氏名	生年月日	年月日	写真貼付け欄 1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm横3.5cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものをのりで貼り付けてください。 2 貼り付けた写真は免許証に転写されます。
本籍	性別	男□ 女□	
現住所	電話番号		
試験	二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した時期 合格通知書日付及び番号 _____ 年 月 日・第 _____ 号 (外国の建築士免許)		
欠格事由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。ある□ ない□ あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 _____ 年 月 日		
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。ある□ ない□ あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 _____ 年 月 日		
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。ある□ ない□ あるときは、その日 _____ 年 月 日		
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。ある□ ない□ 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで		
	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。はい□ いいえ□		
※審査	手数料□ 写真照合□ 住民票□ 合格者名簿照合□ 欠格審査□ 名簿登録□ 電算入力□ 免許証発行□		
※受付番号	※登録年月日 _____ 年 月 日 ※登録番号 _____		
香川県証紙欄 (消印してはならない。)			

第1号様式 (第1条関係)

(日本産業規格A列4番)

二級 建築士 免許申請書 木造			
注意 1 数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けてください。 2 外国の建築士免許を受けた方は、試験の欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。			
私は、二級建築士の免許を受けたいので、戸籍抄本及び登記事項証明書添えて、申請します。 私は、次の事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。 年 月 日			
香川県知事 殿		氏名 _____ ㊟	
ふりがな氏名	生年月日	年月日	写真はり付け欄 1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm横3.5cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものをのりではり付けてください。 2 はり付けた写真は免許証に転写されます。
本籍	性別	男□ 女□	
現住所	電話番号		
試験	二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した時期 合格通知書日付及び番号 _____ 年 月 日・第 _____ 号 (外国の建築士免許)		
欠格事由	1 後見開始又は保佐開始の審判を受けていますか。 (禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当します。) いる□ いない□		
	2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。ある□ ない□ あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 _____ 年 月 日		
	3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。ある□ ない□ あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 _____ 年 月 日		
	4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。ある□ ない□ あるときは、その日 _____ 年 月 日		
	5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。ある□ ない□ 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで		
※審査	手数料□ 写真照合□ 戸籍照合□ 登記照合□ 合格者名簿照合□ 欠格審査□ 名簿登録□ 電算入力□ 免許証発行□		
※受付番号	※登録年月日 _____ 年 月 日 ※登録番号 _____		
香川県証紙欄 (消印してはならない。)			

第3号様式 (第5条の2関係)

(日本産業規格A列4番)

二級 建築士登録事項変更届・書換え交付申請書
木造

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
(申請者) 氏 名 ㊟
電話番号

- 次のとおり登録事項に変更が生じたので、建築士法施行細則第5条第1項の規定により届け出ます。また、同規則第5条の2第1項の規定により免許証の書換え交付を申請します。
- 建築士法第5条第3項の規定により免許証の書換え交付を申請します。

登 録 事 項 (全欄記入)		変更後(変更のある項目のみ記入)	
ふりがな 氏 名			
生年月日	年 月 日		
性 別			
変更年月日	年 月 日	写真貼付け欄	
登録番号	二級 建築士 第 号 木造	1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm横3.5cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものをのりで貼り付けてください。 2 貼り付けた写真は免許証に転写されます。	
登録年月日	年 月 日		
変更事項			
香川県証紙欄 (消印してはならない。)			

- 注意 1 については、該当するものに Δ 印を記入してください。
- 2 登録事項の変更の届出をする場合は、本籍の記載のある住民票の写しを添付してください。
- 3 免許証又は免許証明書を添付してください。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第3号様式 (第5条の2関係)

(日本産業規格A列4番)

二級 建築士登録事項変更届・書換え交付申請書
木造

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
(申請者) 氏 名 ㊟
電話番号

- 次のとおり登録事項に変更が生じたので、建築士法施行細則第5条第1項の規定により届け出ます。また、同規則第5条の2第1項の規定により免許証の書換え交付を申請します。
- 建築士法第5条第3項の規定により免許証の書換え交付を申請します。

登 録 事 項 (全欄記入)		変更後(変更のある項目のみ記入)	
ふりがな 氏 名			
生年月日	年 月 日		
性 別			
変更年月日	年 月 日	写真貼付け欄	
登録番号	二級 建築士 第 号 木造	1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm横3.5cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものをのりで貼り付けてください。 2 貼り付けた写真は免許証に転写されます。	
登録年月日	年 月 日		
変更事項			
香川県証紙欄 (消印してはならない。)			

- 注意 1 については、該当するものに Δ 印を記入してください。
- 2 登録事項の変更の届出をする場合は、戸籍抄本を添付してください。
- 3 免許証又は免許証明書を添付してください。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第6号様式 (第7条関係)

(日本産業規格A列4番)

二級建築士欠格事由該当届
木造

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
電話番号

欠格事由に該当したので、建築士法第8条の2第2号の規定により届け出ます。

- 1 ふりがな氏名
- 2 生 年 月 日 年 月 日
- 3 登 録 番 号 二級建築士第 号
木造
- 4 登 録 年 月 日 年 月 日
- 5 該 当 事 由 建築士法第7条第2号第3号に該当

罪及び刑
刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日
年 月 日

- 注意
- 1 免許証又は免許証明書及び欠格事由に該当する事実を証明する書類を添付してください。
 - 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第6号様式 (第7条関係)

(日本産業規格A列4番)

二級建築士に係る後見開始審判届
木造 保佐

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
電話番号

次の者は、年 月 日 後見開始の審判を受けたので、建築士法第8条の2第2号の規定により届け出ます。

- 1 ふりがな氏名
- 2 生 年 月 日 年 月 日
- 3 登 録 番 号 二級建築士第 号
木造
- 4 登 録 年 月 日 年 月 日

- 注意
- 1 免許証又は免許証明書及び登記事項証明書を添付してください。
 - 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。